

長良川地域森林計画変更計画書

(長良川森林計画区)

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

(令和 5 年 1 2 月 2 6 日変更)

岐阜県

目次

前文	1
はじめに	2
第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿	
2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり	3
第2章 計画区の概要	
4 計画の対象とする森林の区域	5
第3章 前計画の評価と個別計画	
2 個別計画	6
第4章 森林整備及び保全方針	
1 森林の整備及び保全の基本方針	8
第5章 森林整備基準等	
1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
2 造林に関する事項	10
6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～	12
7 森林の土地の保全に関する事項	13
<資料編>	
第1章 計画数量の明細	
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	14
2 林道整備	17
3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	25
4 治山計画	27

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、長良川地域森林計画の一部を次のように変更する。

長良川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

※表中下線は樹立時又は前回変更計画書からの変更箇所を示す。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にあります。

国は令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現することとしています。

また、令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、花粉発生源対策の加速化等について示されています。

第14次長良川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画(岐阜県計画)をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

(1) 目指すべき方向性と基本方針

岐阜県森林づくり基本条例で定めた基本理念「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」と、これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、『「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり』を基本方針とし、森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して次のとおり取り組みます。

- ・産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- ・木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- ・森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

(2) 森林づくりの推進に向けた施策

こうした方向性と基本方針から、森林づくりの推進のために以下のとおり取り組みます。

- 災害に強い循環型の森林づくり
 - ・激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
 - ・100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
 - ・森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

(3) 災害に強い循環型の森林づくりのための主な取り組み

ア 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

今後は「適応復興」や「グリーンインフラ」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みが必要です。

このことから、森林の持つ防災機能と治山施設を組み合わせた森林の面的な整備による、山地防災力の強化、図1-2-1に示す「森林配置計画」による森林の区分に基づいた森林の適正な管理、さらに保安林制度や林地開発許可制度、水源地域の保全、鳥獣被害対策等により、森林の適正な保全を進めます。

イ 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

第14次計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。

今後は、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに区分された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくのか県民に分かりやすく示すことが必要です。

また、「木材生産林」については、エリートツリーや早生樹の活用、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

このことから、森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、森林配置区分ごとの施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

ウ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

森林の経営管理の担い手は、今後、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえて、支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

このことから、森林所有者による森林管理の促進や森林経営管理制度を推進するため、関係者への情報提供や支援を行うとともに、地域の森林管理を担う林業事業者の経営力の強化と施業実施能力の向上や森林づくりの多様な担い手の育成への支援を行います。





区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> 主たる目的が木材の生産である森林 主伐と更新を行う森林 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的機能の高度な発揮が期待される森林 木材生産しても経済的採算の見込めない森林 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた森林景観を形成することで、観光振興に寄与することができる森林 	<ul style="list-style-type: none"> 倒木の危険、気象災害や獣害などから地域住民の生活を守るための整備が必要な森林
主に対象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> 造林の適地であって、団地的なまとまりがある森林 道から近いなど木材の搬出条件が整っている森林 木材生産に関する具体的な計画がある森林 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的機能を重視すべき森林 道から遠いなど木材生産しても経済的採算の見込めない森林 保安林などの法規制がある森林 木材生産林以外の森林 	<ul style="list-style-type: none"> 観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林 	<ul style="list-style-type: none"> 集落や生活道路等に隣接する森林の区域 

図 1-2-1 森林配置計画の将来目標区分ごとの定義と対象とする森林

(これらの区分の設定基準と整備方針は、本計画第4章「森林整備及び保全方針」において定めています。)

第2章 計画区の概要

4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名	地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計画区総数	<u>162,773.98</u>	<u>168.49</u>	<u>162,942.47</u>
岐阜	岐阜市	<u>5,787.58</u>	<u>32.70</u>
	各務原市	<u>1,685.01</u>	17.11
	山県市	<u>17,965.63</u>	7.47
中濃	関市	<u>37,828.30</u>	26.32
	美濃市	<u>9,015.11</u>	7.14
郡上	郡上市	<u>90,492.35</u>	<u>77.75</u>

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第3章 前計画の評価と個別計画

2 個別計画

(1) 伐採計画 ～間伐立木材積その他の伐採立木材積～

伐採立木材積(主伐・間伐)については、表 3-2-1 のとおりとします。

表 3-2-1 伐採立木材積に係る計画量

単位 (材積 : 千 m³)

区分	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総数	<u>3,833</u>	<u>3,704</u>	129	1,701	1,572	129	<u>2,132</u>
うち前半5年分	<u>1,851</u>	<u>1,791</u>	60	706	646	60	<u>1,145</u>

※詳細は、資料編第1章1による

(2) 間伐面積

間伐面積については、表 3-2-2 のとおりとします。

表 3-2-2 間伐面積に係る計画量

単位 (面積 : ha)

区分	間伐面積
総数	<u>25,236</u>
うち前半5年分	<u>12,777</u>

※詳細は、資料編第1章1による。

(3) 造林計画 ～人工造林及び天然更新別の造林面積～

人工造林、天然更新別の造林面積については、表 3-2-3 のとおりとします。

表 3-2-3 造林に係る計画量

単位 (面積 : ha)

区分	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽	
総数	<u>3,060</u>	2,548	<u>512</u>	<u>1,477</u>
うち前半5年分	<u>1,214</u>	<u>881</u>	<u>333</u>	843

※詳細は、資料編第1章1による

(4) 林道整備計画 ～林道の開設及び拡張に関する事項～

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は表 3-2-4 のとおりとします。

表 3-2-4 林道に係る計画量

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

区分	総数	
	うち前半5年分	
開設	66,900	40,400
改良	316	286
舗装	93,456	58,256

※市町村別総括表、箇所別明細は、資料編第1章2による。

(5) 保安施設 ～保安林整備及び治山事業に関する計画～

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積については、表 3-2-5 のとおりとします。

表 3-2-5 保安林に係る計画量

単位（面積：ha）

保安林の種類	面積	
	うち前半5年分	
総数(実面積)	57,604	57,450
水源涵(かん)養のための保安林	30,884	30,816
災害防備のための保安林	25,664	25,590
保健、風致のための保安林	3,056	3,044

※総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

※計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は、資料編第1章3による。

ウ 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 治山事業に係る計画量

単位（林班数：箇所）

区分	治山事業施工地区数	
	うち前半5年分	
総数	413	299

※市町村別等は、資料編第1章4による。

第4章 森林整備及び保全方針

1 森林の整備及び保全の基本方針

(2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表4-1-2のとおりです。

第5章 森林整備基準等

1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

ア 樹種

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表5-2-1のとおりとします。

表5-2-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 										
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table border="1" data-bbox="481 1617 1398 1904"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td> <td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td> <td>・ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td> <td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける										
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る										
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区ではカシノナガキクイムシによる被害によりナラ類が枯損している。また、ほぼ県下全域にわたり松くい虫被害によりアカマツが枯損している。これらの地域では、枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場 										

	合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。
--	---

(2) 天然更新

ウ 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表 5-2-3 のとおりとします。

表 5-2-3 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、資料編第 2 章 2 を参照。

オ 更新の判定基準

表 5-2-5 に示す稚樹高以上の更新樹種が、表 5-2-6 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が 3 以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が 3 以上の状態をもって、更新の完了とします。

表 5-2-5 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm 以上かつ競合植物の高さ以上
-----	--

表 5-2-6 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間(伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで)が満了した日までににおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000 本/ha <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね 10,000 本/ha)とする。
--------	--

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200 本	120 本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000 本	2,000 本	2
計					3

6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、市町村森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

7 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。

資料編 第1章 計画数量の明細

1 伐採材積、間伐面積及び造林面積

(1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第3章2「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図1-1-1のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

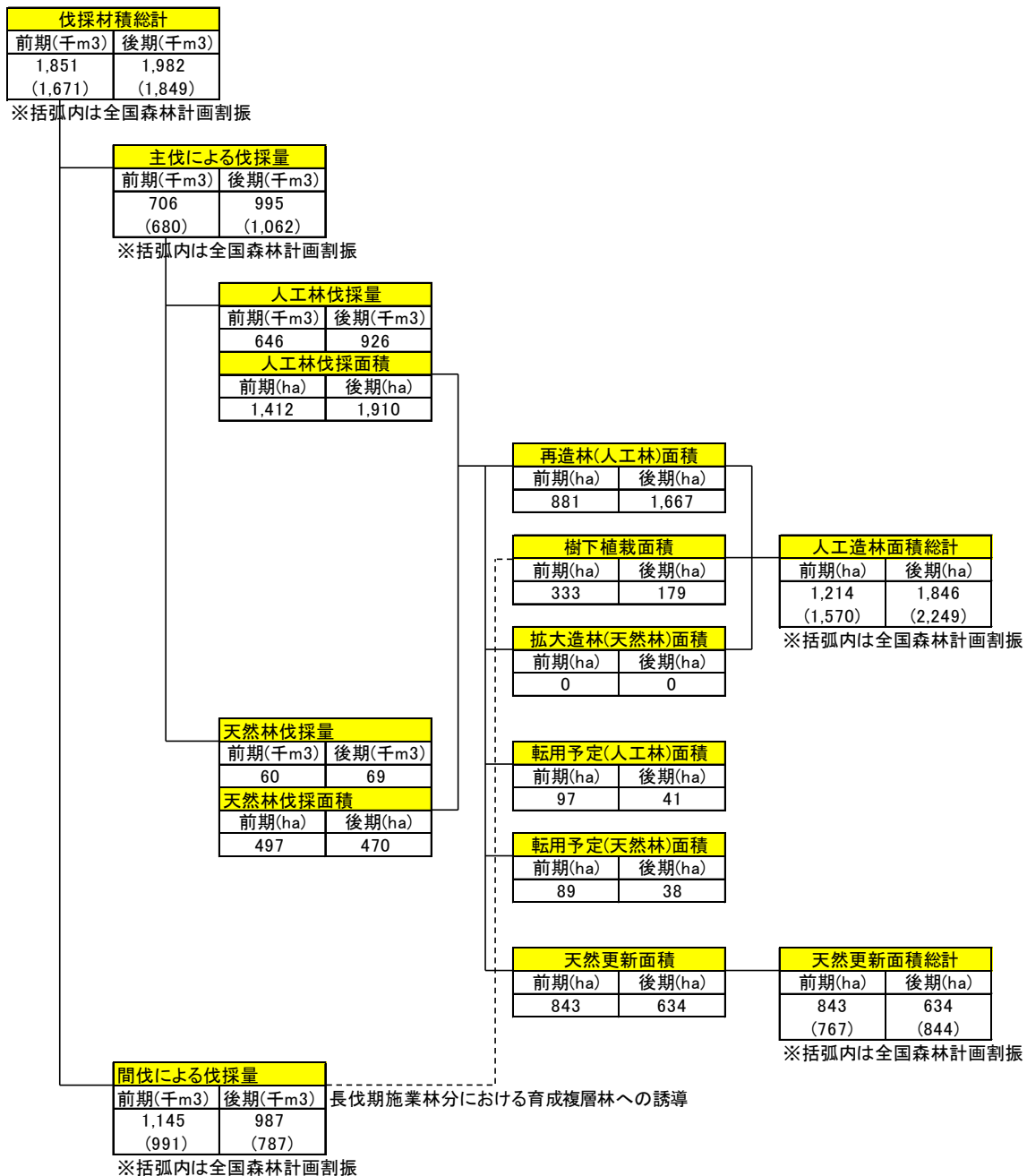


図1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 及び図 1-1-3 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとしています。

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (材積 : 千 m³)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	218	220	221	217	241	250	258	266	265	266	266	267	267	268	268	1,279	1,333	2,612	1,231
揖斐川森林計画	202	203	203	178	191	196	201	206	206	206	207	207	208	208	208	1,016	1,038	2,054	973
宮・庄川森林計画	247	252	258	254	259	264	269	274	274	275	276	277	278	279	280	1,286	1,367	2,653	1,319
長良川森林計画	355	361	370	372	356	370	383	396	396	396	397	397	397	398	398	1,851	1,982	3,833	1,877
飛騨川森林計画	225	226	226	240	244	247	250	253	252	252	252	252	252	252	252	1,233	1,260	2,493	1,233
合計				1,262	1,291	1,326	1,360	1,394											6,634

素材生産量に換算すると

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

基本計画の目標値

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

※基本計画の目標値のうち国有林分を除いた数値

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量の目標値と地域森林計画における伐採計画数量との関係

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (面積 : ha)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	1,845	1,845	1,845	1,523	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	8,575	8,574	17,149	8,383
揖斐川森林計画	1,755	1,755	1,755	1,321	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	7,085	7,085	14,170	6,989
宮・庄川森林計画	1,669	1,669	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	9,111	9,622	18,734	9,622
長良川森林計画	2,522	2,522	2,522	2,780	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	12,777	12,459	25,236	12,747
飛騨川森林計画	2,009	2,009	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	10,260	10,260	20,520	10,260
合計				9,600	9,600	9,600	9,600	9,600											48,000

※基本計画の目標値と一致

図 1-1-3 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

(2) 市町村別の伐採材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位 (材積 : 千m³)

区分	総数								前期								後期							
	総数			主伐			間伐		総数			主伐			間伐		総数			主伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
長良川計画区	3,833	3,704	129	1,701	1,572	129	2,132	1,851	1,791	60	706	646	60	1,145	1,982	1,913	69	995	926	69	987	987	987	987
岐阜市	138	136	2	81	79	2	57	64	63	1	33	32	1	31	74	73	1	48	47	1	26	26	26	26
各務原市	25	25	0	23	23	0	2	10	10	0	9	9	0	1	15	15	0	14	14	0	1	1	1	1
山県市	396	386	10	219	209	10	177	186	181	5	91	86	5	95	210	205	5	128	123	5	82	82	82	82
関市	740	708	32	389	357	32	351	350	335	15	162	147	15	188	390	373	17	227	210	17	163	163	163	163
美濃市	196	189	7	94	87	7	102	94	91	3	39	36	3	55	102	98	4	55	51	4	47	47	47	47
郡上市	2,338	2,260	78	895	817	78	1,443	1,147	1,111	36	372	336	36	775	1,191	1,149	42	523	481	42	668	668	668	668

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位 (面積 : ha)

区分	総数				前期				後期			
	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽	
長良川計画区	3,060	2,548	512	1,477	1,214	881	333	843	1,846	1,667	179	634
岐阜市	154	128	26	19	61	44	17	11	93	84	9	8
各務原市	44	37	7	7	18	13	5	4	26	24	2	3
山県市	407	339	68	110	161	117	44	63	246	222	24	47
関市	695	578	117	360	276	200	76	205	419	378	41	155
美濃市	170	142	28	84	67	49	18	48	103	93	10	36
郡上市	1,590	1,324	266	897	631	458	173	512	959	866	93	385

2 林道整備 ～林道の開設及び拡張に関する計画～

(1) 市町村別総括表

表 1-2-1 林道の開設及び拡張に関する計画に係る総括表

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

市町村	開設			改良			舗装		
	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期
岐阜市	4,900	2,400	2,500	5	4	1	<u>5,900</u>	<u>3,800</u>	<u>2,100</u>
各務原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山県市	10,600	3,300	7,300	<u>61</u>	<u>39</u>	22	21,200	7,100	14,100
関市	16,600	16,600	0	<u>159</u>	<u>158</u>	<u>1</u>	26,000	24,200	1,800
美濃市	1,500	200	1,300	7	<u>5</u>	<u>2</u>	3,800	2,000	1,800
郡上市	<u>33,300</u>	<u>17,900</u>	15,400	84	80	4	36,556	21,156	15,400
計	<u>66,900</u>	<u>40,400</u>	26,500	<u>316</u>	<u>286</u>	<u>30</u>	<u>93,456</u>	<u>58,256</u>	<u>35,200</u>

(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細

表 1-2-2 林道の開設及び拡張に関する計画に係る箇所別明細

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5カ年の 計画箇所	対 図 番号
開設	自動車道		岐阜市	一之洞線	600	○	岐阜市-1-開設
開設	自動車道		岐阜市	栗野線	400	○	岐阜市-2-開設
開設	自動車道		岐阜市	伊洞線	500	○	岐阜市-3-開設
開設	自動車道		岐阜市	杉洞線	500	○	岐阜市-4-開設
開設	自動車道		岐阜市	末洞線	400	○	岐阜市-5-開設
開設	自動車道		岐阜市	古津線	400		岐阜市-6-開設
開設	自動車道		岐阜市	下雛倉線	500		岐阜市-7-開設
開設	自動車道		岐阜市	太郎丸線	400		岐阜市-8-開設
開設	自動車道		岐阜市	大杉線	400		岐阜市-9-開設
開設	自動車道		岐阜市	志段見線	400		岐阜市-10-開設
開設	自動車道		岐阜市	上雛倉線	400		岐阜市-11-開設
			前期	5	2,400		
			後期	6	2,500		
開設 計				11	4,900		
開設	自動車道	指定林道	山県市	伊自良～根尾線	1,500	○	山県市-1-開設

開設	自動車道		山県市	美山線	1,800	○	山県市-2-開設
開設	自動車道		山県市	申子線	500		山県市-3-開設
開設	軽車道		山県市	高木線	1,300		山県市-4-開設
開設	自動車道	指定林道	山県市	伊自良～根尾線	800		山県市-5-開設
開設	自動車道		山県市	ミゾレ線	300		山県市-6-開設
開設	自動車道		山県市	日原～山戸線	1,500		山県市-7-開設
開設	自動車道		山県市	東洞線	300		山県市-8-開設
開設	自動車道		山県市	葛原大倉線	900		山県市-9-開設
開設	自動車道		山県市	美山線	1,700		山県市-10-開設
			前期	2	3,300		
			後期	8	7,300		
開設 計				10	10,600		
開設	自動車道		関市	高澤～藤谷線	1,000	○	関市-1-開設
開設	自動車道		関市	赤鍋中会津線	600	○	関市-5-開設
開設	自動車道		関市	栗原線	7,900	○	関市-6-開設
開設	自動車道	指定林道	関市	中美濃線	800	○	関市-7-開設
開設	自動車道		関市	奥山～厚波線	2,000	○	関市-8-開設
開設	自動車道		関市	長洞線	1,300	○	関市-9-開設
開設	自動車道		関市	南欠ヶ三洞線	3,000	○	関市-10-開設
			前期	7	16,600		
			後期	0	0		
開設 計				7	16,600		
開設	自動車道		美濃市	横祖線	100	○	美濃市-1-開設
開設	自動車道		美濃市	佐倉線	100	○	美濃市-2-開設
開設	自動車道		美濃市	八幡洞線	100		美濃市-3-開設
開設	自動車道		美濃市	尾ヶ倉線	100		美濃市-4-開設
開設	自動車道		美濃市	神洞～誕生線	100		美濃市-5-開設
開設	自動車道		美濃市	中美濃線	1,000		美濃市-6-開設
			前期	2	200		
			後期	4	1,300		
開設 計				6	1,500		
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	2,000	○	郡上市-4-開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷺見線	1,900	○	郡上市-5-開設
開設	自動車道		郡上市	千田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,000	○	郡上市-10-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	4,000	○	郡上市-14-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000	○	郡上市-27-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	小川東線	1,500	○	郡上市-29-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	鹿倉ランボ川線	1,000	○	郡上市-30-開設

開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設
開設	自動車道		郡上市	千田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000		郡上市-28-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	小川東線	2,000		郡上市-31-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	2,200		郡上市-32-開設
			前期	8	17,900		
			後期	7	15,400		
開設計				15	33,300		
開設 合計				49	66,900		
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	志段見線	1	○	岐阜市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	佐野則松線	1	○	岐阜市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	老洞市立線	1	○	岐阜市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	上雛倉線	1		岐阜市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	坊ヶ洞線	1	○	岐阜市-5-改良
			前期	4	4		
			後期	1	1		
拡張(改良)計				5	5		
拡張(改良)	自動車道		山県市	椿野～はじかみ線	2	○	山県市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	釜ヶ谷線	4	○	山県市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	神崎線	4	○	山県市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	西洞～納谷線	5	○	山県市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	夏坂線	3	○	山県市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	塩後線	2	○	山県市-6-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	鯨尾線	5	○	山県市-7-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	日屋洞線	2		山県市-8-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	高田～斧田線	1		山県市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	伊自良～根尾線	2	○	山県市-10-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	孝洞線	3	○	山県市-11-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	名古屋洞線	4		山県市-12-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	ミゾレ線	3		山県市-13-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	太田線	3		山県市-14-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	宮之洞線	3		山県市-15-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	和井谷～仲越線	1	○	山県市-16-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	日原線	4	○	山県市-17-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	見舞線	2		山県市-18-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	万所線	2		山県市-19-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	向イ開所線	2		山県市-20-改良
拡張(改良)	自動車道		山県市	日永線	1	○	山県市-21-改良

拡張（改良）	軽車道		山県市	城ヶ洞線	1	○	山県市-22-改良
拡張（改良）	軽車道		山県市	寺の洞線	1	○	山県市-23-改良
拡張（改良）	軽車道		山県市	八月洞線	1	○	山県市-24-改良
			前期	15	39		
			後期	9	22		
拡張（改良）計				24	61		
拡張（改良）	自動車道		関市	多賀坂線	5	○	関市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	栗原線	5	○	関市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	中美濃線	20	○	関市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	大谷～大柄線	10	○	関市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	三洞線	5	○	関市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	平成～祖父川線	5	○	関市-10-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	奥山～厚波線	4	○	関市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	辰洞線	3	○	関市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	松根谷線	3	○	関市-19-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	明石谷線	5	○	関市-20-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	奥板山～真寄勢線	5	○	関市-21-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	寺谷～西ヶ洞線	3	○	関市-22-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	夕谷線	2	○	関市-23-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	苅安～雁曾礼線	6	○	関市-24-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	鬼谷線	3	○	関市-25-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	平成東線	2	○	関市-26-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	岩本洞線	2	○	関市-27-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	木セト線	3	○	関市-28-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	小市洞線	2	○	関市-29-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	黒谷線	2	○	関市-30-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	川向線	2	○	関市-31-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	宮下線	4	○	関市-32-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	新谷線	1	○	関市-33-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	久須～間見線	1	○	関市-34-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	間吹線	2	○	関市-35-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	南ヶ洞線	1	○	関市-36-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	水成線	5	○	関市-37-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	大洞～井会津線	1	○	関市-38-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	桜峠～三谷洞線	1	○	関市-39-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	平岩線	1	○	関市-40-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	樽ノ洞線	3	○	関市-41-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	轡野線	3	○	関市-42-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	高見線	3	○	関市-43-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	大野線（洞）	3	○	関市-44-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	葛レ谷線	3	○	関市-45-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	滝ヶ洞線	2	○	関市-46-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	生屋～鳥屋市線	2	○	関市-47-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	海溝洞線	3	○	関市-48-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	洞戸向線	2	○	関市-49-改良

拡張（改良）	自動車道		関市	宮ヶ洞～野合洞線	4	○	関市-50-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	八滝線	2	○	関市-51-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	鍵山線	3	○	関市-52-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	欠ヶ三洞線	2	○	関市-53-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	上外戸線	1	○	関市-54-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	赤祖父線	2	○	関市-55-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	銚子谷線	1	○	関市-56-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	雁曾礼線	1	○	関市-57-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	観音洞線	1	○	関市-58-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	亀坂線	1	○	関市-59-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	ハジカン線	1	○	関市-60-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	乙亀線	1	○	関市-61-改良
拡張（改良）	自動車道		関市	切山線	1	○	関市-62-改良
			前期	51	158		
			後期	1	1		
拡張（改良）計				52	159		
拡張（改良）	自動車道		美濃市	中美濃線	1	○	美濃市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃市	広芝線	1	○	美濃市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃市	上河和線	1		美濃市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃市	長尾線	1		美濃市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃市	横祖線	1	○	美濃市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃市	上須原線	2	○	美濃市-6-改良
			前期	4	5		
			後期	2	2		
拡張（改良）計				6	7		
拡張（改良）	自動車道		郡上市	八幡～高山線（八幡）	5	○	郡上市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	中美濃線	5	○	郡上市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	大杉線	7	○	郡上市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	八幡・高山線（明宝）	2	○	郡上市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	八幡・高山線（明宝）	2		郡上市-10-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	大杉線	2		郡上市-14-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	八幡・和良線	3	○	郡上市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	6	○	郡上市-16-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	市島大洞線	2	○	郡上市-17-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	二声線	1	○	郡上市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	切立線	1	○	郡上市-19-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	ヒリク口線	1	○	郡上市-20-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1	○	郡上市-21-改良
拡張（改良）	自動車道		郡上市	日向洞線	1	○	郡上市-22-改良

拡張(改良)	自動車道		郡上市	坂本峠線	1	○	郡上市-23-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5	○	郡上市-24-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	小峠線	1	○	郡上市-25-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	1	○	郡上市-26-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	黒田～亀尾島線	8	○	郡上市-27-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	5	○	郡上市-28-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	毘沙門～天野線	1	○	郡上市-29-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	杉坂線	1	○	郡上市-30-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮ヶ洞線	1	○	郡上市-31-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	那比大洞線	1	○	郡上市-32-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	承ヶ谷線	2	○	郡上市-33-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	朝日添線	1	○	郡上市-34-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	平澤線	1	○	郡上市-35-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	井の洞線	2	○	郡上市-36-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	西根線	1	○	郡上市-37-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	ジゴク谷線	1	○	郡上市-38-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	石原線	1	○	郡上市-39-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	雁子線	1	○	郡上市-40-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	保川線	1	○	郡上市-41-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	馬瀬戸線	1	○	郡上市-42-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大間見線	1	○	郡上市-43-改良
拡張(改良)	自動車道		郡上市	相生～落部線	1	○	郡上市-44-改良
			前期		36	80	
			後期		2	4	
拡張(改良)計					38	84	
拡張(改良)合計					125	316	
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	下雛倉線	600	○	岐阜市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	粟野線	200	○	岐阜市-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	末洞線	400	○	岐阜市-3-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	坊ヶ洞線	1,300	○	岐阜市-4-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	志段見線	1,300	○	岐阜市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	城田寺線	1,700		岐阜市-6-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	佐野則松線	400		岐阜市-7-舗装
			前期		5	3,800	
			後期		2	2,100	
拡張(舗装)計					7	5,900	
拡張(舗装)	自動車道		山県市	伊自良～根尾線	1,500	○	山県市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	日原線	900	○	山県市-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	鯨尾線	600	○	山県市-3-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	西洞～納谷線	1,700	○	山県市-4-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	椿線	600	○	山県市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	美山線	1,800	○	山県市-6-舗装
拡張(舗装)	軽車道		山県市	高木線	1,300		山県市-7-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山県市	太田線	700		山県市-8-舗装

拡張（舗装）	自動車道		山県市	宮之洞線	900		山県市-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	伊自良～根尾線	800		山県市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	孝洞線	1,000		山県市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	深山線	500		山県市-12-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	和井谷～仲越線	1,200		山県市-13-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	小倉線	400		山県市-14-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	日屋洞線	300		山県市-15-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	日原線	2,200		山県市-16-舗装
拡張（舗装）	軽車道		山県市	神倉線	1,100		山県市-17-舗装
拡張（舗装）	軽車道		山県市	浦部線	300		山県市-18-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	日永線	600		山県市-19-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	野出線	400		山県市-20-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	美山線	1,700		山県市-21-舗装
拡張（舗装）	自動車道		山県市	鮫尾線	700		山県市-22-舗装
			前期	6	7,100		
			後期	16	14,100		
拡張（舗装）計				22	21,200		
拡張（舗装）	自動車道		関市	栗原線	2,400	○	関市-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	高見線	1,800		関市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	黒谷線	4,300	○	関市-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	大谷～大栃線	10,000	○	関市-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	平成東線	1,600	○	関市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	苅安～雁ヶ礼線	200	○	関市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	中美濃線	1,000	○	関市-12-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	乙亀洞線	600	○	関市-13-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	奥山～厚波線	1,000	○	関市-14-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	大野線（上）	600	○	関市-15-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	明石谷線	500	○	関市-16-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	斉藤線	1,000	○	関市-17-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	八幡線	500	○	関市-18-舗装
拡張（舗装）	自動車道		関市	東洞線	500	○	関市-19-舗装
			前期	13	24,200		
			後期	1	1,800		
拡張（舗装）計				14	26,000		
拡張（舗装）	自動車道		美濃市	横祖線	2,000	○	美濃市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		美濃市	上河和線	1,800		美濃市-2-舗装
			前期	1	2,000		
			後期	1	1,800		
拡張（舗装）計				2	3,800		
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	雁子線	1,500	○	郡上市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	穴栃線	2,000	○	郡上市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	雁子線	600		郡上市-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	八幡～高山線（八	3,200	○	郡上市-4-舗装

				幡)			
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	2,000	○	郡上市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500	○	郡上市-6-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500		郡上市-7-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	2,000		郡上市-8-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	水馬洞線	2,000		郡上市-9-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	1,800		郡上市-10-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300	○	郡上市-11-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	八幡～和良線	1,104	○	郡上市-12-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152	○	郡上市-13-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	西洞線	3,900	○	郡上市-14-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	500	○	郡上市-15-舗装
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	鎌辺～明山線	4,500		郡上市-16-舗装
			前期		10	21,156	
			後期		6	15,400	
拡張(舗装)計					16	36,556	
拡張(舗装)合計					61	93,456	

3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(1) 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表 1-3-1 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 (面積 : ha)

指定 ／ 解除	種 類	流 域	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定または解除を 必要とする理由	備考	
			管内	市町村					
指 定 水 源 涵 養 災 害 防 備 保 健 ・ 風 致 等	総数(実面積)				412	258			
	長 良 川 養	総数				182	114	水源涵(かん)養のため	
		岐 阜	岐阜市		0	0	〃		
			各務原市		0	0	〃		
			山泉市		88	55	〃		
		中 濃	関市		0	0	〃		
			美濃市		0	0	〃		
		郡上	郡上市		94	59	〃		
	災 害 防 備	総数				200	126	災害防備のため	
		長 良 川	岐阜市		18	11	〃		
			各務原市		0	0	〃		
			山泉市		18	11	〃		
		中 濃	関市		47	30	〃		
			美濃市		6	4	〃		
		郡上	郡上市		111	70	〃		
	保 健 ・ 風 致 等	総数				30	18	保健・風致のため	
		長 良 川	岐阜市		18	11	〃		
			各務原市		0	0	〃		
			山泉市		0	0	〃		
		中 濃	関市		0	0	〃		
美濃市				0	0	〃			
郡上		郡上市		12	7	〃			
解 除 水 源 涵 養 災 害 防 備	総数(実面積)				2.9	2.9	指定理由の消滅		
	長 良 川 養	総数				0	0	〃	
		岐 阜	岐阜市		0	0	〃		
			各務原市		0	0	〃		
			山泉市		0	0	〃		
		中 濃	関市		0	0	〃		
			美濃市		0	0	〃		
		郡上	郡上市		0	0	〃		
	災 害 防 備	総数				2.6	2.6	指定理由の消滅	
		長 良 川	岐阜市		0.5	0.5	〃		
各務原市				0.3	0.3	〃			
山泉市			0.3	0.3	〃				

保健・風致等	中濃	関市	0.6	0.6	〃		
		美濃市	0	0	〃		
		郡上市	0.9	0.9	〃		
	総数		0.3	0.3	指定理由の消滅		
	長良川	岐阜	岐阜市	0.1	0.1	〃	
			各務原市	0	0	〃	
			山県市	0.2	0.2	〃	
	中濃	関市	0	0	〃		
		美濃市	0	0	〃		
		郡上市	0	0	〃		

(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表 1-3-2 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 (面積 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵(かん)養のための保安林			15,921	15,888	17,155
災害の防備のための保安林			8,726	8,641	10,328
保健、風致の保存等のための保安林			64	64	64

4 治山計画 ～実施すべき治山事業の数量～

表 1-4-1 実施すべき治山事業の数量等

単位(林班数:箇所)

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 工 地 区 数				主 な 工 種		
市 町 村	区 域	計	前期	(林班番号)	後期			
総数		413	299		114			
岐 阜	計	71	54		17			
	岐阜市	27	19		8			
		雛倉	3	2	8, 12	1	山腹工	
		秋沢	1	1	15		山腹工	
		御望	1	1	23		山腹工	
		村山	2	1	25	1	溪間工	
		彦坂	3	2	37, 42	1	山腹工	
		城田寺	1	1	48		山腹工	
		椿洞	1	1	54		山腹工	
		三田洞	6	4	66, 67, 68, 69	2	溪間工・山腹工	
		長良	3	2	77, 78	1	溪間工・山腹工	
		福富	1	1	86		山腹工	
		鶯谷	1	1	137		山腹工	
		上加納山	2	1	138	1	山腹工	
		上土居	2	1	48	1	山腹工	
		各務原市	8	6		2		
		旧各務原市						
			松が丘	1	0		1	溪間工
			那加扇平	1	1	1		山腹工
			各務	2	2	27, 28		山腹工
			新鶴沼台	4	3	37, 38, 39	1	溪間工
		旧川島町						
		山県市	36	29		7		
		旧高富町						
			梅原	2	1	5	1	山腹工
			大桑	5	4	17, 38, 39, 40	1	溪間工・山腹工
		旧伊自良村						
		藤倉	1	0		1	溪間工	
		長滝	4	2	23, 24	2	本数調整伐	
	旧美山町							
		葛原	12	10	55, 56, 65, 66, 77, 92, 93, 94, 95, 102	2	溪間工・山腹工	
		神崎	4	4	104, 105, 106, 107		溪間工・山腹工	
		円原	2	2	147, 148		山腹工	
		椿	3	3	194, 195, 196		溪間工	
		佐野	1	1	203		山腹工	
		乾	1	1	217		溪間工	
		柿野	1	1	229		山腹工	
中 濃	計	77	67		10			
	関市	61	53		8			
	旧関市							
		小野	1	1	79		溪間工	

	西神野	1	1	84		溪間工
	神野	1	1	98		山腹工
	上大野	1	1	100		溪間工
	迫間	2	2	22, 26		溪間工・山腹工
旧洞戸村	高賀	3	2	37, 38	1	溪間工・山腹工
	尾倉	1	1	44		山腹工
	阿部	2	0		2	溪間工
	飛瀬	1	1	15		溪間工
旧板取村	川浦	3	3	62, 74, 78		溪間工・山腹工
	湯屋	2	2	60, 197		本数調整伐
	大谷	3	2	278, 290	1	溪間工・山腹工
	湯屋海道	1	1	324		山腹工
	会所	1	1	251		山腹工
	新谷	1	1	55		本数調整伐
	三ツ石	1	1	247		溪間工
	弥太郎畑	1	1	192		溪間工・山腹工
	荒倉	1	1	231		溪間工
	滝波	5	3	203, 204, 211	2	溪間工
	有谷	1	1	230		溪間工
	檜瀬	1	1	59		本数調整伐
	門出	2	2	298, 299		溪間工
	上三向	1	1	32		溪間工
旧武芸川町	谷口	1	1	19		溪間工
	雲木	2	2	17, 18		溪間工
旧武儀町	富之保	2	1	45	1	溪間工・山腹工
	百々目木	1	1	26		山腹工
	長洞	1	1	40		溪間工
	間吹	1	0		1	溪間工
	高沢	1	1	1		山腹工
	雁曾礼	1	1	64		溪間工
	汗洞	1	1	58		溪間工
	寺谷	1	1	54		溪間工
旧上之保村	洞	1	1	24		溪間工
	宮洞	1	1	49		溪間工
	上大田平	1	1	13		溪間工・山腹工
	上細越口	1	1	14		溪間工
	三月	1	1	50		溪間工
	薄ヶ洞	1	1	23		溪間工・山腹工
	寺貝津	1	1	27		山腹工
	押之平	1	1	10		溪間工
	矢元洞	1	1	11		溪間工
	田畑洞	1	1	35		溪間工・山腹工
	牧ヶ平	1	1	25		山腹工
	小山	1	1	80		山腹工
美濃市	乙狩	3	2	37, 38	1	溪間工・山腹工
	上野	1	1	43		溪間工

		片知	1	1	74		溪間工	
		蕨生	3	2	51, 53	1	溪間工・山腹工	
		前野	1	1	168		溪間工	
		上河和	1	1	114		溪間工	
		須原	3	3	96, 97, 98		溪間工	
		下河和	1	1	119		溪間工	
		新河	1	1	27		溪間工	
		面平	1	1	28		溪間工・山腹工	
	計		265	178		87		
郡上	郡上市		265	178		87		
	旧八幡町	那比	4	4	91, 93, 162, 169		施設修繕	
		相生	2	1	170	1	溪間工	
		稲成	3	2	171, 172	1	山腹工	
		五町	1	1	215		山腹工	
		中坪	2	2	8, 273		施設修繕	
		有穂	7	4	307, 309, 318, 331	3	溪間工・山腹工	
		初納	2	1	288	1	山腹工	
		市島	5	4	348, 349, 350, 356	1	溪間工	
		旭	1	0		1	山腹工	
		入間	4	1	409	3	溪間工・山腹工	
		小那比	8	7	478, 485, 487, 488, 495, 497, 510	1	溪間工・施設修繕	
		向山	2	0		2	溪間工	
		初音	3	2	217, 230	1	山腹工・施設修繕	
		安久田	1	0		1	溪間工	
		小野	2	1	278	1	溪間工	
		田尻	2	0		2	溪間工・山腹工	
		鬼谷	1	0		1	山腹工	
		美山	1	1	426		施設修繕	
		洲河	2	2	457, 459		溪間工・山腹工・本数調整伐	
		貢間	1	0		1	溪間工	
		桜町	1	0		1	山腹工	
		有坂	2	1	210	1	山腹工	
		西乙原	4	4	1, 13, 14, 15		山腹工・施設修繕	
		旧大和町	島	5	3	94, 99, 192	2	溪間工・山腹工
			落部	1	0		1	溪間工
			名皿部	1	1	128		溪間工・山腹工
	万場		2	2	92, 131		溪間工・山腹工	
	古道		1	1	215		溪間工	
	剣		4	2	143, 144	2	溪間工・山腹工	
大間見	8		6	146, 147, 155, 158, 159, 165	2	溪間工・山腹工		
口大間見	2		1	146	1	山腹工		
牧	3		2	186, 187	1	溪間工		
栗巢	5		5	189, 192, 195, 199, 204		溪間工・山腹工・本数調整伐		
小間見	1		1	171		溪間工・山腹工		
神路	3		1	248	2	溪間工・山腹工		

	内ヶ谷	3	0		3	溪間工・山腹工・本数調整伐
	徳永	1	0		1	溪間工
旧白鳥町	越佐	2	2	5, 12		溪間工・山腹工
	向小駄良	4	2	17, 19	2	溪間工・山腹工
	二日町	5	3	24, 26, 29	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	長滝	4	2	31, 33	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	歩岐島	4	2	45, 71	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	前谷	2	1	57	1	溪間工・山腹工・本数調整伐
	中西	2	1	85	1	溪間工・山腹工
	阿多岐	3	2	95, 96	1	溪間工・山腹工
	六ノ里	4	3	116, 134, 138	1	溪間工・山腹工
	恩地	2	1	139	1	溪間工
	大島	2	1	146	1	溪間工
	石徹白	7	6	151, 153, 192, 195, 201, 212	1	溪間工・山腹工・本数調整伐
	干田野	3	1	44	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	中津屋	2	1	150	1	山腹工
	野添	2	1	138	1	溪間工
旧高鷺村	鮎立	5	5	4, 10, 179, 194, 195		溪間工・山腹工
	西洞	5	4	38, 53, 55, 103	1	溪間工・山腹工・施設修繕・本数調整伐
	鷺見	3	2	119, 120	1	溪間工
	大鷺	6	6	22, 91, 103, 152, 167, 173		溪間工・山腹工・本数調整伐
旧美並村	山田	2	1	90	1	溪間工
	白山	5	5	124, 128, 131, 144, 145		溪間工・山腹工・本数調整伐
	大原	3	3	147, 163, 164		溪間工・山腹工
	三戸	2	1	112	1	溪間工
	上田	3	2	5, 11	1	溪間工
	木尾	5	2	12, 5	3	溪間工・山腹工
	八坂	2	1	10	1	溪間工
	高砂	3	3	47, 59, 72		溪間工・山腹工・施設修繕・本数調整伐
旧明宝村	大谷	2	1	49	1	溪間工・山腹工
	畑佐	4	4	111, 114, 121, 130		溪間工・山腹工
	二間手	2	1	104	1	山腹工
	奥住	15	11	146, 149, 153, 158, 181, 196, 205, 210, 211, 215, 216	4	溪間工・山腹工
	寒水	4	1	7	3	山腹工・本数調整伐
	小川	11	10	226, 227, 240, 253, 263, 294, 298, 301, 302, 303	1	溪間工・山腹工・本数調整伐
	氣良	2	2	64, 83		山腹工
旧和良村	宮地	1	0		1	溪間工・山腹工
	横野	1	0		1	溪間工・山腹工
	三庫	5	2	48, 54	3	溪間工・山腹工
	下洞	1	1	13		溪間工
	下沢	3	3	16, 24, 25		溪間工

		安郷野	1	1	9		山腹工
		宮代	2	1	62	1	溪間工・山腹工
		方須	3	2	4, 7	1	溪間工
		鹿倉	3	3	95, 98, 104		溪間工・山腹工・施設修繕
		土京	12	8	109, 110, 111, 112, 113, 131 , 163, 165	4	溪間工・山腹工・本数調整伐

注)前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



第14次長良川地域森林計画書

計画期間 自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日
(変更 令和 5年12月26日)

発行・編集 令和6年3月
岐阜県 林政部 林政課
〒500-8570
岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL 058(272)1111(代表)

本文中の用紙には、間伐材を活用しています。